

### 第3回朝来市自治基本条例審議会議事録

会議の名称	第3回朝来市自治基本条例審議会
開催日時	令和4年8月26日（金） 15時00分～17時00分
開催場所	朝来市役所本庁舎4階 401会議室
出席委員	大杉会長、小島委員、雑賀委員、下口委員、山田委員、太田委員、中島委員、中尾委員、増子委員
傍聴者数	3人
会議概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・朝来市自治基本条例制定の背景を再確認</li> <li>・前回会議のふりかえり</li> <li>・内部検証報告書に基づく審議（第11条、第14～17条）</li> </ul>
審議対象課	秘書広報課、市民協働課、生涯学習課
事務局	まちづくり協働部市民協働課（澤田部長、神谷課長、山内副課長、中嶋課長補佐、高階係長）

#### 1 開会

- ・神谷課長の司会により開会

#### 2 あいさつ

- ・会長挨拶

#### 3 説明

- ・配布資料の確認
- ・朝来市自治基本条例制定の背景を再確認
- ・前回会議のふりかえり

#### 4 審議

**【第2回審議会で審議した条文に対する改正の必要性を確認】**

⇒どの条文においても、運用面で改めることはあるかもしれないが、条文の改正は必要なし。※今回以降は条文毎に確認する。

～委員一同了承～

**【第11条（意見公募制度）】※秘書広報課**

秘書広報課から内容説明

会長：委員の皆さんでこれまで実際に関わられた経験はあるか。

委員：まちづくりフォーラムの参加については区の役員が参加されている。若い世代や女性の参加が少ないように感じる。この点で事務局（秘書広報課）としては何か検討をされているか。

秘書広報課：これまでもそのような意見はいただいている。

周知方法や開催日時等も検討しているが、参加される市民の方それぞれの予定もあり、これといった解決策は見出せていない。その代わりに、「ふれあいトーク」で若い世代や子育て世代の方々の意見をもつような場を設定している。その他、幅広く意見を伺い、今度も工夫して取り組んでいきたいと考えている。

委員：なかなか具体策というとな難しいとは思う。

朝来市に求められていることは若い世代や女性の参画であると思う。「ひとつくり」が大切。いかにそのような方の参加を促していけるかだと考えている。

秘書広報課：御意見をありがたく頂戴する。

委員：まちづくりフォーラムについては自治協や行政区からの動員となってしまうている。中には女性や興味を持ってきている人もいると感じている。やはり、広く参加者を募っていただく仕組み（PR方法）を考えていただきたい。

秘書広報課：現段階ではコロナ禍ということで参加者を限定したり、なかなか思うようなPRが行えていない現状がある。

参加者を限定したため、多くの皆様に伝わりにくいということで、同じ情報をケーブルテレビで放送している。

その他の開催に係る周知としては、市の公式LINEやホームページでの掲載を行っている。なるべく早い時期に公表し、皆様が参加しやすい情報提供を行いたい。

会長：どこの自治体も悩まれている部分かと思う。

参加者を無作為抽出で選ぶといったことをされている自治体もある。

完全無作為ということではなく、ターゲットを絞り込んで抽出し、より多くの方に参加を見込んで会議案内を発送するといった手法もある。

このようなやり方を従来のやり方と組み合わせる考えても良いのかなと思う。

最近ではDXを使った市民参加手法も随分注目されている。

もともとスペインのバルセロナ市が数年前から使っているもので、色々な自治体を取り入れようとしている。

いずれにしても多くの方が参加できる仕組みを今後も考えていっていただきたい。

この条文に関しては、もう少し必要な処置を講じたり、工夫する面があるかもしれないが、条例改正までは必要ないかと思うが皆様いかがだろうか。

～委員一同了承～

#### 【第14条（コミュニティの形成）】※市民協働課

市民協働課から内容説明

委員：コミュニティが行政区として限定されているが、例えば子育て世代のつながりやその他のつながりもコミュニティではないかと思う。その辺をコミュニティとして認識していれば効率的な情報発信にも繋がるのではないか。これは意見としてお話しした。

委員：コミュニティの категорияとして地縁型とテーマ型に分けられると思うが、行政として第14条は地縁型としてとらえている。

会長：この条文のコミュニティとしての間口を広めるのか、実情としてはどういう状況なのか。広義の意味としてサポートしているのとらえることもできる。朝来市としてはどうなのかということも考え方として重要である。解釈が難しいところであるが、いずれにしても理屈として皆様の腑に落ちるような説明が必要かと思う。

事務局：事務局（市民協働課）としては、この後の審議になるが、先ほどお話のあったように第14条は地縁型、その他のコミュニティのサポートにおいては第16条第2項をテーマ型としてとらえ支援している。取組状況に記載はしていないが、テーマ型補助金の支援も用意している。

会長：行政が施策として展開するとき、横の繋がりをもって、連携してやっていきますよということであればこのままでよいと思う。

委員：逐条解説にも記載されているように、朝来市としては地縁型とテーマ型とを混同しない方がよいと思う。

会長：集落規模は様々だと思うが、今の朝来市はどのような状況か。

事務局：大きな行政区であれば300世帯を超えている。一方小さな集落は2世帯だけのところもある。次の条文でお話しするが、地域自治協議会というもう一つ大きい枠でテーマ型としても活動ができる組織の取り組みとして進めていきたい。

会長：この条文についても改正の必要はないのではないかと思う。次の15条・16条も関連すると思われるので、次に進めたい。

～委員一同了承～

**【第15条（地域自治協議会の設立）】※市民協働課**  
市民協働課から内容説明

会長：全地域での中学生以上アンケートの実施を行った上で計画の見直しをされていることは非常に評価できる場所である。

事務局：一昨年、朝来地域自治協議会で計画の報告として座談会が開催されたが、移住者の参加が非常に多かったと記憶している。

委員：たしかに、移住者の他にも女性や学生の参加も多かった。とても有意義な会だったと思う。座談会に参加するにあたって、「何か言わないといけない。」というような思いがあり、参加するのに勇気がいったが、実際に行ってみると参加しやすい雰囲気

気があり、色々なことを発言することができた。

事務局：数年前のまちづくりフォーラムで自治協議会単位でワークショップ形式の意見交換会を開催したこともあった。

委員：イベントの広報チラシ等へのQRコード掲載は効果的だと思う。申し込みの手間も軽減されるし、手軽に参加できるようになる。

委員：大蔵地域自治協議会は今年フリーマーケットを開催予定である。以前一度行ったが、盛況だった。今年作品展示とフリーマーケットのみの内容で行う。そのチラシにQRコードをつけている。出展者は近隣の方でという制限を設けているが、参加者は範囲を指定していない。地域おこし協力隊員に協力いただく予定である。

会長：自治協議会の横のつながりを外から見れる機会はあるのか。

事務局：コロナ禍以前にはそのような会議を開催していたが、最近はできていない。今年度は開催したいと考えている。

委員：PTA役員等の充て職の異動により、自治協の取り組みに対して一からとなる人がある。  
頻繁に変化する充て職の方たちにどのように関わっていってもらえるか。「希望に応じて参加できること」が大事なことだと思う。  
校区外の人たちとの関わり方が分からない。

会長：自治協の計画は横並びで作られた計画か。

事務局：横並びではない。

委員：自治協のイベントに自治協内の人だけ参加できるというような制限があるのか。

委員：特に規定はなく、大蔵地域自治協議会では地域外からの参加がある。

会長：各自治協議会の中で考えていただき、中で合意形成がとれれば大丈夫かと思う。開かれた形で運営していった方が良いと思う。

委員：とり決めはないと思う。

会長：団体（事業者）等も入って考えていかないと成り立たなくなると思う。  
この条文についても改正の必要はないのではないかと思うが皆様いかがだろうか。次の条文も関係するので先に進めたい。

～委員一同了承～

**【第16条（まちづくり活動への支援）】※市民協働課**

市民協働課から内容説明

会長：地域担当職員制度について、地域の中でどのように受け止められているか。

委員：大蔵地域自治協議会でも支援職員は3人あたってもらっている。総会等必要な時には出てきていただいているが、普段の部会活動に対してもう少し参加してもらってもよいのかなと感じている。若い職員の研修の場という話もあったが、色々な地域のことを吸収して、自分の業務に活かしてもらおうということも重要ではないかと思う。日々の業務もあり負担になることもあるかと思うので、その辺は慎重には思っている。

事務局：第9条の「職員の責務」に立ち戻ることになるが、できる範囲で消防団やPTA活動等に参加している。職員含めて若い方々を自治協活動に参加いただくということは、これからの課題である。

会長：ちなみに支援職員の年齢層はどうか。また、任期は。

事務局：だいたい20～30代で、任期は2年としている。年度当初に年間のスケジュールや支援内容について自治協事務局側と担当職員が協議をする場を設定している。

会長：第2項で「必要な支援」とあるが、自治協や地域コミュニティでは足りていないノウハウを、中間支援組織に間に入ってもらってサポートしてもらおうといった支援の仕方・取り組みはあるか。

事務局：兵庫県の展開されている地域再生アドバイザー制度を活用している。それに登録されているアドバイザーに入っただき、アドバイザー型の支援をしていただくといったことはやっている。ただ、中間支援組織として伴走的に支援していくということがこれからは大事ではないかと考えている。今、自治協に寄り添いながら支援しているのが結局職員だけになってしまっていて、今後中間支援をどうしていくのかというのは財政面も含めて課題である。横の繋がり希薄さは、このような伴走支援が不十分であり、求められていることではないかと考えている。

会長：朝来市にとっては非常に重要なことであると思う。これにより交付金のあり方とか予算の配分等も変わってくる話になるかもしれない。実際に自治協活動をどのように取り組んでいくかということでも変わってくる。現状の包括交付金は人口や面積で算出されているものか。

事務局：そうである。兵庫県から地域再生大作戦という名称で自治協で取り組みやすい各種メニューに対して全額補助いただいているが、今回見直しが入り、今後はそのようにいなくなる。

会長：たしかに活動資金を工面していくということは引き続き必要だが、それだけで

はない。伴走していけるような支援の在り方については見直しが必要なのかなと感じる。インセンティブをつけるといったことも必要かと思う。

委員：市から交付金をいただいて活動しているが、時々区長さん方から「神事」や「祭り」に対する補助がないかという質問が出る。

事務局：神事と地域イベントとしての取り組みという境界が難しい。宗教にも関わってくる部分もある。

会長：行政からの支援としては難しいところがどうしても出てくるかと思う。

委員：部会活動について、朝来地域自治協議会では会費から支出しており、市の補助金は活用していない。

事務局：お金の使い方については各自治協により様々である。

会長：この条文に関しても考えていかなければいけないことは多いが、条文の改正までは必要ないかと思う。第14～16条については、このままでよいと思うが皆様どうだろうか。次の条文に行かせていただきたい。

～委員一同了承～

**【第17条（生涯学習の推進）】※生涯学習課**

生涯学習課から内容説明

会長：委員のみなさんは参加されたことはあるか。

委員：参加したことがあるが、十分楽しく、懇切丁寧に教えていただいた。満遍なく、旧町単位でもやっていただいているように感じている。今後も新しい講座ができていけば良いと思う。

生涯学習課：講座については毎年、担当者間で会議を開催し、旧町で偏りが生じないように対応している。また、人気の講座に人が集中したり、マンネリが生じないようなことにも気をつけ、担当課としては学びのきっかけを提供する場と考えており、できるだけ新しい方や色々な方が挑戦・参加できるように令和3年度からは「トライコース」といったものを設定した。今後もいただいた御意見を取り入れていきたい。  
講座を3年間継続して、ある程度のコミュニティが出来上がれば次から自主的な同好会として移行していただくような方向を示してから講座を開設する等、自ら学びを継続する取り組みを支援している。

会長：その点は大事な視点であると思う。実際に活動を移行して展開しているはどれくらい存在しているのか。

生涯学習課：令和2年度の実績では3団体が同好会へ移行した。以降も少しずつ広まりを見せていると感じている。

会長：そういう活動を市民の方が知っていただくということも重要だと思う。

生涯学習課：毎年リーフレットにも掲出している。担当課としての狙いもこのような自主講座が増えていくことであると考えている。

会長：今言われたようなことを内部検証報告にも記載いただけたらと思う。

委員：私もD I Yの講師をしている。中学校の木工教室を借りて行っているが、どうしても木工関係だと機械がない。機械があってもケガをさせてもいけないし、簡単なことしかできないため何を作るかいつも迷う。場所や道具、講師等が揃ってできることかと思う。より高度な講座ができるようになれば良いなと思う。その辺も課題ではないかと思う。

会長：今言われたような、市民講座の在り方をどのようにするのかということをも市民から意見を聞くような場はあるのか。

生涯学習課：以前は公民館運営協議会というものがあつたが、今は審議いただいていない。

会長：審議会までいかななくても意見を吸い上げることができればよいと思う。

委員：生涯学習の成果をまちづくりに活かしていく仕組みが非常に重要ではないかと思う。

会長：仰るように、学びっぱなしではなく、それを実践する場を設定することの重要性ということ。

委員：学校運営審議会では講師になっていただけそうな方や手伝っていただけそうな方を探していて、名簿を作成している。  
市内の担い手の発掘をお願いしたいと思う。市内にもたくさんおられると思う。自治協議会や学校の学習に繋がれば良い。

会長：たくさんの意見をいただいた。この条文に関しても運用上取り組んでいただきたいことはあるが、条文自体は改正の必要はないということで皆様よろしいか。

～委員一同了承～

それでは、本日予定していた審議は以上ということで、本日の審議会は終了としたい。

事務局：本日の議事録については作成でき次第、送付させていただきます。

最後に確認をさせていただきます。

本日審議いただいた条文については全て改正の必要はないということでよろしかったか。

会長：それで良い。最終決定ではなく、今の段階ではということをお願いしたい。

## 5 閉会

- ・次回は令和4年9月29日（木）に開催する。